

(別紙3) 台東区番号条例第3条第1項別表第1及び東京都番号条例第4条第1項別表第1に掲げる事務

	移転先	法令上の根拠	移転先における用途
1	子育て・若者支援課	台東区番号条例第3条第1項別表第1の1項	東京都台東区児童育成手当条例(昭和四十六年十月台東区条例第二十六号)による手当の支給に関する事務であって台東区規則で定めるもの
2	子育て・若者支援課	台東区番号条例第3条第1項別表第1の2項	東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年十二月台東区条例第四十五号)による医療費の助成に関する事務であって台東区規則で定めるもの
3	保護課	台東区番号条例第3条第1項別表第1の3項	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって台東区規則で定めるもの
4	保健予防課	東京都番号条例第4条第1項別表第1の1項	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による難病等により患した者に対する医療費の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの
5	保健予防課	東京都番号条例第4条第1項別表第1の2項	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則によるB型ウイルス肝炎又はC型ウイルス肝炎により患した者に対する医療費の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの
6	障害福祉課	東京都番号条例第4条第1項別表第1の3項	東京都重度心身障害者手当条例(昭和四十八年東京都条例第六十八号)による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって東京都規則で定めるもの
7	保健予防課	東京都番号条例第4条第1項別表第1の4項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの